

○奨学事業運営協議会規程

平成10年3月31日

達第962号

改正 平成10年9月25日達第969号

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会職制第4条の2の規定に基づき設置される奨学事業運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、日本育英会会長の諮問に応じ、奨学生の推薦、選考、採用、補導及び奨学金の返還その他業務の運営に係る事項を審議する。

(協議会の組織)

第3条 協議会には、第一分科会、第二分科会及び第三分科会並びに総会を置く。

2 協議会の委員は、45人以内とする。

3 分科会は、それぞれ分科会長1人及び委員若干人をもつて構成する。

4 総会は、第10条に定めるところにより、各分科会から選ばれた9名の総会委員をもつて構成する。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、日本育英会会長が委嘱する。

2 協議会の委員は、各分科会に分属するものとし、各分科会の委員を兼務することを妨げない。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。ただし、その期間は8年を超えることはできない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、分科会長のうちから総会の構成員が互選し、副会長は、会長に互選された分科会長以外の分科会長をもつて充てる。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分科会の職務)

第7条 第一分科会は、第2条に定める事項のうち、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校に関する事項について審議する。

2 第二分科会は、第2条に定める事項のうち、大学院に関する事項について審議する。

3 第三分科会は、第2条に定める事項のうち、奨学金の返還に関する事項について審議する。

(分科会長，分科会長代理)

第8条 分科会長は，所属する委員の互選で決める。

- 2 分科会長は，所属する分科会の会務を掌理する。
- 3 分科会長は，あらかじめ委員の中から分科会長代理を指名する。
- 4 分科会長代理は，分科会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(総会)

第9条 総会は，協議会に諮問された事項の他，協議会運営の重要事項を審議し，議事を整理する。

- 2 協議会は，各分科会の議決をもつて総会の議決とすることができる。

(総会委員)

第10条 総会委員は，各分科会の分科会長，分科会長代理及び各分科会委員のなかから互選で選出したそれぞれ1人をもつて充てる。

(総会及び分科会の招集と議事)

第11条 総会は会長が，分科会は当該分科会長が招集する。ただし，任期開始後最初の総会並びに分科会は，日本育英会会長が招集する。

- 2 会議の議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，会長又は分科会長の決するところによる。

(協議会及び分科会の庶務)

第12条 協議会の庶務は，奨学部総務課において総括する。

- 2 第一分科会及び第二分科会並びに総会の庶務は，奨学部総務課が担当する。
- 3 第三分科会の庶務は，返還部計画課が担当する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，日本育英会会長が定める。

附 則

- 1 この規程は，平成10年4月1日から施行する。
- 2 奨学生選考委員会規程（昭和19年4月20日達第3号）及び大学院奨学生選考委員会規程（昭和33年3月31日達第283号）は，廃止する。

附 則（平成10年9月25日達第969号）

この規程は，平成10年10月1日から施行する。